

**岡山市公共施設等総合管理計画
個別施設計画
(指定文化財)
(第2期計画)**

令和8年3月

**岡山市教育委員会事務局
生涯学習部
文化財課**

目 次

1	計画の位置づけと目的	— 1 —
2	計画の期間	— 1 —
3	計画の対象	— 1 —
4	施設の現状と課題	— 2 —
5	施設整備の方針	— 3 —
6	施設整備の対応内容	— 3 —

1 計画の位置づけと目的

公共施設等が老朽化に伴う更新時期を迎える中であって、財政負担の平準化を図りながら、市民の安全・安心を確保し、サービスを将来にわたって持続的に提供していく必要があります。さらに、子育て環境の向上、防災機能の強化、脱炭素の推進などへの対応も必要です。

このため、長期的な視点で、財政負担の平準化を図り、市民の安全・安心を確保し、必要なサービスを将来にわたって提供していくことを目的として、平成 29 年 3 月に「岡山市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）が策定され、そしてこの度、第 1 期計画の計画期間が満了となるため、これまでの取組状況等を踏まえ、新たに第 2 期計画が策定されます。

この「総合管理計画」の中で、個別施設単位あるいは施設類型単位で施設の更新や規模の適正化等を進めていくために「岡山市公共施設個別施設計画」を策定することになっています。

岡山市は、岡山城西手櫓、岡山城月見櫓、旧旭東幼稚園園舎、近水園、旧足守藩侍屋敷遺構の 5 つの指定文化財を所有しています。それらの恒久的保存と適切な管理のために、「総合管理計画」を踏まえて、岡山市公共施設等総合管理計画個別施設計画（指定文化財）（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の期間

「総合管理計画」の期間が令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間となっていることから、本計画の期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間とし、令和 18 (2036) 年度以降については、10 年ごとに計画の見直しを行うものとします。なお、状況の変化があった場合には、その都度見直しを行います。

3 計画の対象施設

本計画の対象施設は、次表のとおりです。

名 称	面積 (敷地・のべ床)	建築年	構 造	指 定
岡山城月見櫓	180.38 m ² (のべ床)	江戸時代	木造	国指定重要文化財
岡山城西手櫓	151.84 m ² (のべ床)	江戸時代	木造	国指定重要文化財
旧旭東幼稚園園舎	352.59 m ² (のべ床)	明治 41 年	木造	国指定重要文化財
近水園 (吟風閣)	7,343 m ² (敷地) 175 m ² (のべ床)	江戸時代	木造	県指定名勝
旧足守藩侍屋敷遺構	1,048 m ² (敷地) 267 m ² (のべ床)	江戸時代	木造	県指定重要文化財

4 施設の現状と課題

(1) 岡山城月見櫓

岡山城月見櫓は岡山城本丸跡に現存する唯一の櫓で、昭和8年に国指定重要文化財に指定されました。元和元年（1615）から寛永9年（1632）まで岡山城主であった池田忠雄が、中の段の拡幅を行った時に建てたものです。櫓の平面は東西9.8m（柱間は5間）、南北7.9m（柱間は4間）、高さは13.8mです。三階建てですが、城外からは二階建てに見えます。文化財保護強調週間（11月1日～7日）に合わせて3日間内部を公開しています。

岡山城月見櫓見学者数（開館は特別公開の3日間のみ）

公開年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
見学者数	1,813	0	0	2,000	2,300	1,222

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症のため中止、令和6年度は台風のため2日間のみ開館

(2) 岡山城西手櫓

岡山城西手櫓は岡山城西ノ丸跡に相当し、昭和8年に国指定重要文化財に指定されました。西ノ丸は慶長8年（1603）に岡山藩主となった池田忠継が幼少であったため、兄の利隆が代わりに岡山城に入った時に整備された曲輪で、西手櫓もその時に建てられたとみられます。櫓の平面は東西10.4m、南北7.3m、高さは10.6mで、二階建てです。

(3) 旧旭東幼稚園園舎

旭東幼稚園園舎は、国指定重要文化財建造物です。正八角形の遊戯室を中心に四方へ保育室が張り出した特徴ある擬洋風木造建築です。八角園舎の名称で親しまれています。明治41年に建築されましたが、その後老朽化のため一端解体し、平成10年に復元しました。現在は、就学前の子供を対象とした音楽会なども開催して公開活用を行っています。

旧旭東幼稚園園舎見学者数

公開年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
見学者数	8,955	5,971	4,534	6,183	5,851	4,885

(4) 近水園

近水園は旧足守藩主木下家の大名庭園で、昭和34年に県指定重要文化財名勝に指定されました。作庭時期は、江戸中期頃と考えられています。木下家の居館である屋形構の奥に位置し、御殿山（宮路山）を背景にして造られ、小堀遠州流の池泉回遊式の庭園方式をとっています。県下では岡山の後楽園、津山の衆楽園と並ぶ大名庭園です。池のほとりの山際には数寄屋造りの吟風閣が建っています。吟風閣は桁行18.34m、梁間7.43m、一部二階建て、切妻造、銅板葺、平屋西面入母屋造、茅葺、三方庇付、棧瓦葺、正面西よりに式台を設け、背面東隅に便所付属で本瓦葺の構造です。

近水園見学者数

公開年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
見学者数	15,074	13,184	22,853	18,945	16,495	19,065

(5) 旧足守藩侍屋敷遺構

旧足守藩侍屋敷遺構は、昭和31年に県指定重要文化財（建造物）に指定されました。足守藩の国家老を務めた杉原家の旧宅で、家老屋敷のたたずまいをほぼ完全に近い形で伝えています。母屋は桁行24.5m、梁間8.99m、屋根が茅葺の寄棟造の平屋建て、正面に唐破風の屋根を構えた玄関が付属し、表門には長屋門を構え、母屋の裏手には内蔵と湯殿、母屋の東には土蔵を設けています。母屋と内蔵は廊下でつながっています。母屋の全面には池泉を主とした遠州流の小庭園があり、その外側の土塀には藩主来訪時に使用する御成門を設けています。

旧足守藩侍屋敷遺構見学者数

公開年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
見学者数	11,614	6,353	6,423	9,930	6,879	6,389

5 施設整備の方針

文化財保護法第三条では、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」としており、指定文化財の保護・保存は岡山市の責務です。そのため、木造家屋の宿命である木材や屋根葺材の腐朽に伴う経年劣化に対してはその都度修繕補修し、文化財の価値を損なわないようにします。早めに適切な修繕を行うことによって劣化が建物全体に及ぶことを緩和し、結果的に保存修理工事費の縮減を図ることにもなります。

6 施設整備の対応内容

(1) 岡山城月見櫓

火災報知器、消火器、放水銃は整備していますが、将来的には経年劣化への対応として保存修理工事が課題です。

そのため、経年劣化に対する小修理は、劣化箇所が拡大する前に対応します。

しかしながら、建物躯体の解体修理が必要となった場合は、国庫補助事業として対応します。

(2) 岡山城西手櫓

火災報知器、消火器は整備していますが、放水銃は整備していません。将来的には放水

銃の整備と経年劣化への対応として保存修理工事が課題です。

そのため、経年劣化に対する小修理は、劣化箇所が拡大する前に対応します。

しかしながら、建物躯体の解体修理が必要となった場合は、国庫補助事業として対応します。放水銃の整備も同様です。

(3) 旧旭東幼稚園園舎

火災報知器、消火器は整備していますが、放水銃は整備されていません。将来的には放水銃の整備と経年劣化への対応として保存修理工事が課題です。

そのため、経年劣化に対する小修理は、劣化箇所が拡大する前に対応します。

しかしながら、建物躯体の解体修理が必要となった場合は、国庫補助事業として対応します。放水銃の整備も同様です。

(4) 近水園

火災報知器、消火器は整備していますが、放水銃は整備されていません。将来的には経年劣化への対応として保存修理工事と放水銃の整備が課題です。

とくに、近水園内の吟風閣は屋根が茅葺きであり、令和6年度に全体的な修繕を行いました。今後は茅の劣化状況に対応して葺き替えを行います。また、ふすまや障子などの劣化もきめ細かく随時修理します。こうした日常的な対応によって解体、半解体修理などの大規模修理の延伸を図ります。また、放水銃の整備も課題として検討します。

(5) 旧足守藩侍屋敷遺構

火災報知器、消火器は整備していますが、放水銃は整備されていません。将来的には経年劣化への対応として保存修理工事と放水銃の整備が課題です。

とくに、母屋の屋根は茅葺きと瓦葺きであり、他は瓦葺きです。令和5年度に茅葺きの全体的な修繕を行いました。今後は屋根材の劣化状況に対応して葺き替え、もしくは一部葺き替えを行います。また、ふすまや障子などの劣化もきめ細かく随時修理します。こうした日常的な対応によって解体、半解体修理などの大規模修理の延伸を図ります。また、放水銃の整備も課題として検討します。